

掛川市告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による認証の日から本市内の字の区域を次のとおり変更することについて、静岡県事務処理特例条例（平成11年静岡県条例第56号）第2条第1項の規定により告示する。

平成23年2月14日

掛川市長 松 井 三 郎



1 大字板沢字御堂ノ谷に編入する区域

字中御堂ノ谷715の1、715の2、716、732、733、736、737、738の1から738の4まで、739、740、字津嶋平753の1から753の4まで、838、字西御堂ノ谷775、784、字中山780の1、780の2、781、782、字板沢山2051の73、2051の74、2051の331、2051の547、2051の548、2051の549、2051の551、2051の552

2 大字板沢字津嶋平に編入する区域

字御堂ノ谷779の3、797、字西御堂ノ谷783